

入札公 告（役務の提供）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年8月7日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構盛岡病院
院長 菊池 喜博

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 井水処理業務 一式（単価契約）
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による
- (3) 契約期間 平成29年9月1日から平成32年8月31日まで（3年間）
- (4) 履行入場所 独立行政法人国立病院機構盛岡病院
- (5) 入札方法 入札は、当該派遣業務に要する一切の経費を含めた1m³あたりの単価に対する最低価格落札方式をもって行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条に規定される次の事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ①契約を締結する能力を有しない者
 - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ④独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者
- (2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第6条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。
なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適応する。
 - ①契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ③交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - ④監査又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ⑤正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ⑧前各号に類する行為を行った者

(3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ②経営状況又は信用度が極度に悪化している者

(4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、

B、 C、 Dの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者。

なお、競争参加資格を有しない申込者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒020-0133 岩手県盛岡市青山1-25-1

独立行政法人国立病院機構盛岡病院 事務部 企画課 業務班 畠山 拓哉

電話：019-647-2195（内215） e-mail：109ey01@hosp.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年8月7日から平成29年8月24日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日8時30分から17時00分まで）(1)の担当部署にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

平成29年8月25日 12時00分

（郵送による場合は受領期限まで必着のこと。）

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成29年8月29日 10時00分。

独立行政法人国立病院機構盛岡病院 第3研修室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 交渉権者及び契約価格の決定

契約する事項に関する仕様書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1)に同じ。

(8) 詳細は入札説明書による。